



健感発第0329002号
平成19年3月29日

各 都道府県
政令市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長



結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）の施行に伴い、結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第17条に規定する健康診断の実施については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」（平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知）に定めるところによるほか、下記により取り扱うべきこととしたので、その適正な運用を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する処理基準とし、平成19年4月1日から適用する。

なお、貴職におかれては、結核集団感染事例（同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当するとして感染者数を計算するものとする。）が発生した場合は、当職まで報告されたい。

おって、「結核定期外健康診断に関する処理基準について」（平成17年1月12日付け健感発第0112002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、平成19年3月31日限り廃止する。

記

1 実施の手続

都道府県知事等（都道府県知事、政令市長又は特別区長をいう。以下同じ。）は、

法第17条第1項の規定に基づき、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができること。

都道府県知事等は、法第17条第2項の規定に基づき、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は確実に健康診断を受けるべき必要性があることから、都道府県知事等が直接に対象者の身体に実力を加えて行政目的を実現するいわゆる講学上の即時強制として、当該職員に健康診断を行わせることができること。

結核に係る法第17条に規定する健康診断の手続は、次のとおりであるが、法に基づく職権の行使として、必要最小限度のものとするよう常に留意のこと。

(1) 健康診断の勧告又は措置を実施する場合は、健康診断の対象者に対し、都道府県知事等は健康診断を受けるべき理由、健康診断を実施する日時、場所その他必要と認める事項を記載した書面により通知すること。ただし、感染源と疑われる者が集団感染を起こしやすい状況にあり、直ちに感染源を究明し必要な措置を講ずべき場合その他公益上緊急の必要がある場合において、書面により通知しないで健康診断の勧告又は措置を実施したときは、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に書面を交付すること。相当の期間とは、当該事案に係る書面の交付に通常要する期間である。

(2) 勧告に従って健康診断を受けなかった場合は、原則として、対象者が勧告に従う意思が無いことによつて健康診断を受けなかったものであることを確認の上、都道府県等（都道府県、政令市又は特別区をいう。以下同じ。）の職員が説得しながら、身体に触れない程度に接近した上で、健康診断の実施場所に誘導すること。その際、必要に応じて、誘導を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類、綿入り帯等を使用することができるが、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、縄その他の物は使用してはならないものであること。

なお、高まん延地域・集団等に対する定期的又は一般的な健康診断並びに法に規定する要件・手続によらない健康診断は、法第17条に規定する健康診断に該当しない。この場合において、都道府県等の判断で、法的強制力で担保されない都道府県等の単独事業として行うこととし、又は他の健康診断により感染の有無が把握できる者に対して法第17条に規定する健康診断を行わないこととするとは可能である。

2 実施の方法

法第17条に規定する健康診断は、初発患者が感染源となって接触者に感染させた疑いがある場合に感染の有無等を把握するため、及び当該初発患者に感染させたと疑われる者を発見するために行い、もつて感染者の発病予防並びに発病者及び感染源の早期発見を図ることを目的とするものであり、結核患者の登録を受けて実施

される初発患者調査の結果に基づき合理的必要性が認められた場合に限り行うこと。

(1) 法第17条に規定する健康診断の範囲及び時期の決定

都道府県知事等は、法第12条の規定による医師の届出及び法第53条の11の規定による病院管理者の届出その他職権により把握した情報に基づき初発患者調査を行い、初発患者の感染危険度、接触の程度等を踏まえ、初発患者の家族、濃厚接触者その他の接触者に対する法第17条に規定する健康診断（以下「接触者健診」という。）の範囲及び時期を決定すること。

また、都道府県知事等は、発病すると二次感染を起こしやすい職業に従事する者等が結核に罹患した場合、及び同一集団から複数の結核患者の発生を認めた場合には、罹患した者の排菌の状況及び当該者が集団感染を起こした可能性を踏まえ、特定の集団に対する法第17条に規定する健康診断（以下「集団健診」という。）の範囲及び時期を決定すること。

(2) 接触者健診

都道府県知事等は、接触者健診を行うに当たっては、初発患者の人権を尊重する観点から当該接触者に対する説明を十分に行い、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診、ツベルクリン反応検査等必要な検査を的確に実施すること。

また、接触者健診を委託等の契約により医療機関において行う場合には、適切に健康診断を実施できる医療機関を選定すること。

接触者健診の結果は迅速に当事者に通知し、速やかに必要な対応を要請するとともに、感染危険度に応じて追跡調査を実施すること。

(3) 集団健診

都道府県知事等は、集団健診を行うに当たっては、確実な情報を把握するとともに、初発患者の人権を尊重する観点から集団健診の対象者に対する説明を十分に行い、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診、ツベルクリン反応検査等必要な検査を的確に実施すること。

検査の結果、集団感染であると判定された場合には、個人情報に留意し、当職まで報告を行うとともに、医療関係団体等に情報提供を行うこと。

また、集団健診の対象者について必要に応じて追跡調査を行うとともに、対象施設における十分な再発防止対策を講ずるよう要請すること。

結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第106号)の施行に伴い、結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第17条に規定する健康診断の実施については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成11年3月19日付け健医発第454号厚生省保健医療局長通知)に定めるところによるほか、下記により取り扱うべきこととしたので、その適正な運用を図られたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9に基づき処理基準とし、平成19年4月1日から適用する。

なお、貴職におかれましては、結核集団感染事例(同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当する)として感染者数を計算するものとする。)が発生した場合は、当職まで報告されたい。

おつて、「結核定期外健康診断に関する処理基準について」(平成17年1月12日付け健感発第0112002号厚生労働省健康局健康結核感染症課長通知)は、平成19年3月31日限り廃止する。

記

1 実施の手続

都道府県知事等は(都道府県知事、政令市長又は特別区長をいう。以下同じ。)は、法第17条第1項の規定に基づき、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができると。
都道府県知事等は、法第17条第2項の規定に基づき、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は確実に健康診断を受けなければならないことから、都道府県知事等は直接に対象者の身体に実力を加えて行政目的を実現するいわゆる講学上の即時強制として、当該職員に健康診断を行わせることができると。
結核に係る法第17条に規定する健康診断の手続は、次のとおりであるが、法に基づき職権の行使として、必要最小限度のものとするよう常に留意のこと。

- (1) 健康診断の勧告又は措置を実施する場合は、健康診断の対象者に対し、

「結核定期外健康診断に関する処理基準について」

結核予防法の一部を改正する法律(平成16年法律第133号)の施行に伴い、結核予防法(昭和26年法律第96号。以下「法」という。)第5条に規定する定期外の健康診断の実施については、別紙「結核定期外健康診断に関する処理基準」により取り扱うべきこととしたので、その適正な運用を図られたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とし、平成17年4月1日から適用する。

なお、貴職におかれましては、結核集団感染事例(同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1人を6人の感染者に相当する)として感染者数を計算するものとする。)が発生した場合は、当職まで報告されたい。

おつて、「結核定期外健康診断ガイドラインについて」(平成17年1月2日付け健医感発第68号厚生省保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室長通知)は、平成17年3月31日限り廃止する。

別紙 結核定期外健康診断に関する処理基準

1 実施の手続

都道府県知事は、法第5条第1項の規定に基づき、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができると。
都道府県知事は、法第5条第2項の規定に基づき、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は確実に健康診断を受けなければならないことから、都道府県知事は直接に対象者の身体に実力を加えて行政目的を実現するいわゆる講学上の即時強制として、当該職員に健康診断を行わせることができると。
定期外の健康診断の実施手続は、次のとおりであるが、法に基づき職権の行使として、必要最小限度のものとするよう常に留意のこと。

- (1) 健康診断の勧告又は措置を実施する場合は、健康診断の対象者に対し、

生を認められた場合には、罹患した者の排菌の状況及び当該者が集団感染を起
こした可能性を踏まえ、特定の集団に対する法第17条に規定する健康診
断（以下「集団健診」という。）の範囲及び時期を決定すること。

(2) 接触者健診

都道府県知事等は、接触者健診を行うに当たっては、初発患者の人権を
尊重する観点から当該接触者に対する説明を十分に行い、喀痰検査、胸部
エックス線検査、聴診、ツベルクリン反応検査等必要な検査を的
に実施すること。

また、接触者健診を委託等の契約により医療機関において行う場合には、
適切に健康診断の実施できる医療機関を選定すること。

接触者健診の結果は迅速に当事者に通知し、速やかに必要な対応を要請
するとともに、感染危険度に応じて追跡調査を実施すること。

(3) 集団健診

都道府県知事等は、集団健診を行うに当たっては、確実な情報を把握す
るとともに、初発患者の人権を尊重する観点から集団健診の対象者に対す
る説明を十分に行い、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、ツベ

ル検査の結果、集団感染であると判定された場合には、個人情報に留意し、
当職まで報告を行うとともに、医療関係団体等に情報提供を行うこと。

また、集団健診の対象者について必要に応じて追跡調査を行うとともに、
対象施設における十分な再発防止対策を講ずるよう要請すること。

また、都道府県知事は、発病すると二次感染を起しやすい職業に従事
する者が結核に罹患した場合、及び同一集団から複数者の結核患者の発生
を認めた場合には、罹患した者の排菌の状況及び当該者が集団感染を起
した可能性を踏まえ、特定の集団に対する定期の健康診断（以下「集団
健診」という。）の範囲及び時期を決定すること。

(2) 接触者健診

都道府県知事は、接触者健診を行うに当たっては、初発患者の人権への
配慮及び当該接触者に対する説明を十分に行い、喀痰検査、胸部エックス
線検査、聴診、ツベルクリン反応検査等必要な検査を的
に実施すること。

また、接触者健診を委託等の契約により医療機関において行う場合には、
適切に健康診断の実施できる医療機関を選定すること。

接触者健診の結果は迅速に当事者に通知し、速やかに必要な対応を要請
するとともに、感染危険度に応じて追跡調査を実施すること。

(3) 集団健診

都道府県知事は、集団健診を行うに当たっては、確実な情報を把握する
とともに、初発患者の人権への配慮及び集団健診の対象者に対する説明を
十分に行い、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、ツベルクリ
ン反応検査等必要な検査を的
に実施すること。

検査の結果、集団感染であると判定された場合には、個人情報に留意し、
当職まで報告を行うとともに、医療関係団体等に情報提供を行うこと。

また、集団健診の対象者について必要に応じて追跡調査を行うとともに、
対象施設における十分な再発防止対策を講ずるよう要請すること。